

国民保護計画に基づく 避難マニュアル

津久見市

令和6年3月

第1章 全般

1 避難マニュアルの内容

この避難マニュアルは、以下の内容について記述している。

- (1) 住民の行動要領
- (2) パターン別の避難実施要領
- (3) 事態に応じた避難実施要領作成の留意事項

2 避難マニュアル使用に当たっての注意

(1) 住民の行動要領

武力攻撃災害からの避難において、住民一人ひとりが熟知し、あるいは準備する必要のあるもので、避難実施要領に基づく行動の基礎となる。

各家庭への配布、訓練等を通じ住民一人ひとりが十分理解することが重要となる。

(2) パターン別の避難実施要領

国が示す「武力攻撃事態等に応じた避難実施要領のパターン分類」に基づき、下記の6つのパターンについて避難実施要領を作成する。

区分	パターンの内容	
パターン1	弾道ミサイル攻撃の場合	
パターン2	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	避難に比較的時間の余裕がある場合
パターン3		昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合
パターン4		都市部における化学剤を用いた攻撃の場合
パターン5		原子力発電所への攻撃の場合
パターン6		石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合

(3) 事態に応じた避難実施要領作成の留意事項

今後の状況の変化や関係機関の研究、訓練の検証等により避難実施要領の内容を修正することもあるが、事態に応じた避難実施要領作成の留意事項については、基本的にはこれを踏襲する。

第2章 住民の行動要領

1 警報が発令された場合にとるべき行動等

住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、市役所本庁舎などに設置しているサイレン※（防災行政無線）を使用して住民に注意を呼びかけることとしており、さらに、テレビ、ラジオなどの放送や市及び消防の広報車両等などを通して、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、住民にどのような行動をとってほしいのか、といった警報の内容を伝えることとしている。

また、住民の避難が必要な地域には、同様の方法で避難の呼びかけを行う。

※サイレン音については、国民保護ポータルサイト

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) にてサンプル音を聴くことができる。

(1) 武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において、警報が発令された場合に直ちにとるべき行動

① 屋内にいる場合

ア ドアや窓を全部閉める。

イ ガス、水道、換気扇を止める。

ウ ドア、壁、窓ガラスから離れ、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

② 屋外にいる場合

ア 近隣のコンクリート建物や地下等など屋内に避難する。

イ 自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。

やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。

(2) 落ち着いて情報収集に努める

警報をはじめ、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努める。

(3) 避難の指示が出されたら

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意する。

ア 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所への避難、市や県の区域を越えた遠方への避難など、状況に応じた適切な指示が出されることとなる。

イ 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従い落ち着いて行動する。

ウ ガスコンロ等の元栓を閉め、電化製品等のコンセントを抜いておく。

エ 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参する。（非常持ち出し品については、「5 日頃からの備え」を参照。）

オ パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行する。

カ 家の戸締りを確実に行う。

キ 近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。

ク 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い適切に避難する。

2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等

身の回りで急な爆発が起こった場合などは、警報が発令されている、いないに関わらず、以下のことに留意する。

(1) 爆発が起こった場合

ア 即座に姿勢を低くし、身の安全を守る。

イ 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。

ウ 落下が止まったら、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。

エ 警察や消防の指示に従い、落ち着いて行動する。

オ テレビやラジオ、インターネットなどを通じて、行政機関等からの情報収集に努める。

(2) 火災が発生した場合

ア できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。

イ 口と鼻をハンカチなどで覆う。

(3) がれきに閉じこめられた場合

ア 引火の恐れがあるため、ライターの火などを照明の代わりにしない。

イ 動き回って粉塵（ふんじん）をかき立てないようにし、口と鼻をハンカチなどで覆う。

ウ 自分の居場所をまわりに知らせるために、配管など大きな音が出るものを叩く。

エ 粉塵（ふんじん）などを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段とする。

3 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概には言えないが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしている。

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 特徴

ア 突発的に被害が発生することもある。

イ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがある。

ウ 核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される。

② 留意点

突発的に被害が発生することもあるため、来襲時の初動としては一旦屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

(2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

① 特徴

ア 発射前に着弾地域を特定することは極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。

このため、まず弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報が発令され、テレビやラジオ、インターネットなどを通じてその内容が伝えられる。

その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報が発令され、着弾が予想される地域には、サイレンなどにより注意を呼びかけることとしている。

イ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なる。

② 留意点

攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

屋内への避難に当たっては、近隣のコンクリート建物や地下等などに避難する。

（３）着上陸侵攻の場合

① 特徴

ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

イ 航空機による場合は、沿岸部に近い空港などが攻撃目標となりやすい。

ウ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

② 留意点

ア 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。

イ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

（４）航空攻撃の場合

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することは困難。

イ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

② 留意点

攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難にあたっては、近隣のコンクリート建物や地下等などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

（５）武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障がいが発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となることから、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要となる。

◎ 化学剤が用いられた場合

① 特徴

ア 化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されている。一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下を這うように広がる。特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。人から人への感染はないが、比較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れる。

イ 触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

ウ 国や県、市は連携して、原因物質の検知及び汚染地域の特定や予測をし、住民を汚染の恐れが少ない風上の高台など誘導するほか、そのままでは分解・消滅しないため、化学剤で汚染された地域を除染して原因物質を取り除く措置などを実施する。

エ 汚染された可能性があれば、可能な限り除染して、医師の診断を受ける必要がある。

② 留意点

ア 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内又は風上の高台など、汚染の恐れが少ない安全な地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。

エ 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、皮膚に衣服の汚染された部分が直接触れるおそれがあるため脱衣時には注意が必要。

特に頭からかぶる服を着ている場合には、ハサミなどを使用して切り裂いてから、ビニール袋に入れて密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

オ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

カ 化学剤傷病者への治療は一刻を争う。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせ、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとることが、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながる。

◎ 生物剤が用いられた場合

① 特徴

ア 生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことを言い、人に知られることなく散布することが可能である。触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

イ 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性がある。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 国は、一元的な情報収集、データ解析などにより疾病を監視して、感染源や汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療を行い、まん延の防止に努める。

エ 行政機関の情報や発生した症状などから感染の疑いがある場合は、医師の診断を受けるとともに、行政機関の行うまん延防止の措置に従うことが重要となる。

② 留意点

ア ロと鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内又は汚染の恐れが少ない地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を直接触れないように注意し、脱衣した衣服はビニール袋や容器に入れ密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

オ 身近に感染した可能性のある人がいる場合は、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗う。感染した可能性のある人も自らマスクをする。

カ 米国で発生した炭そ菌事件のように不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、匂いをかいだり、中身を開けたりせずに可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報する。もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではない。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報すること。

◎ 核物質が用いられた場合

① 特徴

ア 核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物（放射能をもった灰）が拡散、降下することにより放射線障害などの被害が生じる。

イ 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じないが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。

② 留意点

ア 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

イ 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。

ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。

オ 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

◎ 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発の場合

ア 「２ 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等」と同様、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。

イ 爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかること

などから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示などに従い医師の診断を受ける。

◎ 核爆発の場合

ア 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので直接見ないこと。

イ とっさに遮蔽物の陰に身を隠す。近隣に建物があればその中へ避難する。コンクリート建物や地下等であればより安全が確保できる。

ウ 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れる。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難する。

4 怪我などに対する応急処置

武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車がかけつけられないことも考えられる。

怪我をしてしまった場合、あるいは自分は無事でも家族やまわりの人が怪我をしている場合や応急処置が必要な場合などに備えて、知識を身につけておくよう心がける。

(1) 切り傷などにより出血している場合

ア 出血しているところを清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血する。(圧迫止血)

イ 骨折がないことを確認した上で、傷口は心臓よりも高くする。

ウ 包帯を巻くときは患部を清潔に保つ。

エ 直接血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用する。

(2) 火傷をしている場合

ア 流水で患部を冷やす。

イ 水ぶくれは破らないよう注意する。

ウ 消毒ガーゼかきれいな布、滅菌アルミシートで損傷部位等を覆う。(ラップ等でも可)

(3) 骨折している場合

ア 出血している場合はその手当てをする。

イ 負傷した箇所はあまり動かさない。

ウ 氷あるいは冷湿布などを利用して腫れや痛みをやわらげる。

エ 可能であれば、添え木※を当て、骨折部分の上下を固定する。

オ さらに腕の場合は三角巾などで固定する。

※ 添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できる。

(4) ねんざしている場合

ア 氷あるいは冷湿布などを利用して腫れや痛みをやわらげる。

イ 靴は添え木の替わりになるので脱がずに、その上から三角巾や布で固定する。

ウ 三角巾を棒状にし、中央を足の裏にあて、かかとを挟み足首の裏側に引き上げて交差させる。

エ 三角巾の両端を足の甲に回して交差させ、両端をかかとの三角巾の内側に通す。

オ 三角巾の両端を足の甲に回して結ぶ。

(5) かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

ア 汚染された衣類は汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に入れ密閉する。

イ 水と石鹸で手、顔、体を洗う。

(6) 体に火がついた場合

水や消火器（眼や口に入り込まないように注意）により体についた火を消す。これらが
ない場合は、決して走ったりせず、布や外であれば砂をかけたりして、消火を試みる。

(7) 精神的ショックを受けている場合

ア 子どもやお年寄りの近くには、付き添うようにする。

イ 無理をせず、休憩や睡眠、家族と過ごす時間をきちんととる。

(8) 人が倒れている場合

① 周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動する。

② 以下に基づいて、意識があるかどうかを調べる。

ア 呼びかけて返事はするか

イ 話はできるか

ウ 手足を動かしているか

エ 痛みに対して反応はあるか

③ 意識、反応がないと分かった場合は、周囲に助けを求める。

ア ただちに医師の診察が必要なため、そばにいる人に助けを求める。「あなたは119
番をしてください。」「あなたは、AEDをお願いします。」と直接指名し助けを求
める。

イ むやみにゆすったり起こしたりしない。

④ 呼吸の確認（胸や腹部を観察し動きがあるか）

呼吸がない場合及び普段どおりの呼吸ではない場合は、胸骨圧迫を開始する。

⑤ 胸骨圧迫

ア 手を重ね、（胸の真ん中を押す）垂直に体重をかけ、胸が約5cm 下方に圧迫される
ように1分間に100回から120回の早さで30回圧迫する。

イ 30回圧迫後、人工呼吸を2回行う。※人工呼吸は基本的に省くことができる。

※ 嘔吐、吐血等があれば感染症の恐れがあるので省く

ウ 親指と人差し指で鼻をつまみ鼻の孔をふさぐ。顎先を挙上させる。（鼻の孔が天井を
向く角度）

エ 大きく口を開けて静かに1回1秒かけて息を吹きこむ。

オ 抵抗なく息が入れば、もう一回息を吹きこむ。

（成功しても失敗しても人工呼吸は1サイクル2回まで）

カ この作業を一定の間隔で救急隊等が到着するまで繰り返す。

⑥ AEDが到着したら（電源を入れる）ガイドンスに従って進めていく。

この間、ガイドンスで「離れてくださいと」流れるまで、胸骨圧迫、人工呼吸は辞めない。これを救急隊が到着するまで繰り返す。

5 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されているが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられるため、家族全員で備えるよう心がける。

(1) 備蓄

① 非常持ち出し品

ア 携帯用飲料水、食品（アルファ米、カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）。

イ 貴重品（預金通帳、印鑑、現金（小銭など）、パスポートや運転免許証

ウ 救急用品

三角巾、包帯（4号・6号が便利）、はさみ・ピンセット、キズロ用の消毒液、処方薬（お薬手帳、お守りキット）、常備薬（かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど）、安全ピン、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう（大・小） 体温計

エ ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）

オ 携帯電話、充電器、懐中電灯、携帯ラジオ・予備電池

カ 衣類（セーター、ジャンパー等防寒着含）、下着、毛布

キ ライター、マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールでくるむ）

ク 使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、キッチンラップ、筆記用具（ノート、ペン類）

※ 新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立つ。小さな子どもがいる家庭は、ミルク、ほ乳びん、紙おむつ、女性用の生理用品なども必要。

② 数日間を自足できるようにするための備蓄品（最低でも3日分が目安）

普段使っている物と同じ物を用意しておく と便利。

ア 飲料水 9リットル（3リットル×3日分）

イ ご飯（アルファ米：一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できるもの等）4～5食分

ウ ビスケット1～2箱、板チョコ2～3枚、缶詰2～3缶

エ 下着2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

※ さらに、攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合があるので、これらについても備えておくことが大切である。

（２）訓練への参加など

今後、国民保護法に基づき、国や地方公共団体などは避難や救援などの国民保護に関する訓練を実施することになるため、住民が、この行動要領を十分に活用するとともに、訓練に参加することにより、武力攻撃やテロなどにおける避難などについて、より理解を深めることができることになる。

第３章 パターン別の避難実施要領

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（パターン１）

津久見市長

〇月〇日〇時現在

１ 事態の状況、避難の必要性

市対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

（※）弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（第４章３「住民に対する情報提供の在り方」参照）が存在する。）。

（※）津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

２ 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、市対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市対策本部は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線及び広報車等で警報サイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

（※）警報のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリート建物や地下等への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要により窓閉め・目張りを行い、外気をできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って鍵をつけたまま駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、携帯電話、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、広報車、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、子どもの不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者など避難に配慮や支援を要する者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、地下に誘導するよう、事前に協力を求める。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（パターン2）

津久見市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

市対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、津久見市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

県知事は、これを受けて避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

津久見市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、津久見市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は原則徒歩によるものとし、自家用車の使用は避難行動要支援者及びその支援者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

- (※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。
- (※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

- ア 市対策本部の設置
国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
- イ 市職員の現地派遣
市職員各3名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。
- ウ 避難経路における職員の配置
避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。
また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。
- エ 現地調整所の設置等
現地における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現地における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。
また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- (※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- (※) 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

- ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分
 - (ア) A地区
約200名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台
 - (イ) B地区
約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台
 - (ウ) C地区
約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台
 - (エ) その他
- イ 輸送開始時期・場所
〇〇日15:30、A・B・C公民館
- ウ 避難経路
国道〇〇号（予備として県道〇〇線及び〇〇線を使用）

- (※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- (※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所において夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 市対策本部は、広報車を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、市対策本部は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、警察署長等に電話・FAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 市対策本部は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉専門職、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 広報を行う市対策本部要員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 市対策本部は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等やボランティア等に協力を求め、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難所への移動

- ア 一時避難所への住民の避難は、健常者については、原則徒歩により行うこととする。自家用車については、避難行動要支援者及びその支援者に限定するものとする。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 避難行動要支援者の避難
 - 市は、避難行動要支援者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、次の対応を行う。
 - a ○○病院の入院患者は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者の避難は、福祉保健対策部及び市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、支援・配慮を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 自主防災組織及び消防団員等は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」(第4章3「住民に対する情報提供の在り方」参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 自主防災組織及び消防団員等は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 誘導員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣住民が声を掛け合うように呼び掛けるなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や必要最低限の着替、日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市対策本部(現地派遣職員を含む。)、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う誘導員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現地での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う誘導員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現地の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割 別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県防災危機管理室及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 市対策本部設置場所：津久見市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受け入れ・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合)

避難実施要領 (パターン3)

津久見市長
〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある (〇〇日〇時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、まず、警報サイレン音により住民の注意を喚起し、併せてテレビ、ラジオ、インターネット等による情報提供や、地区内の自主防災組織、自治会長等へ直接電話連絡を行う。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- (※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- (※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- (※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気との接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
②ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健全者は原則徒歩により避難する。

自家用車の使用は、避難行動要支援者及びその支援者に限るものとする。

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- (※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。
- (※) 現地調整所で、県警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する

(4) 死傷者等への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（パターン４）

津久見市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

市対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の市○○１丁目及び２丁目の地域及びその風下となる地域（○○地区～○○地区）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

県知事は、これを受けて避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約２，０００名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○区～○○区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、市広報車等により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。

また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※）化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い屋内や風上の高台に避難させることとなる。

（２）市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※）NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

（３）避難実施要領の住民への伝達

ア 市対策本部は、広報車を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、市対策本部は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、警察署長等に電話・FAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 市対策本部は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 市対策本部は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は電話等に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受け入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 誘導員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割 別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：津久見市役所
- イ 現地調整所設置場所：○○

(原子力発電所への攻撃の場合)

避難実施要領（パターン５）

津久見市長
○月○日○時現在

１ 事態の状況、避難の必要性

市対策本部長は、○○付近において、国籍不明の潜水艦から上陸し、逃走した武装工作員による○○原子力発電所への攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、津久見市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

県知事は、これを受けて避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

関係機関においては、次の対応を講じているところである。

- ・武力攻撃原子力災害の発生に備えて、関係機関の職員が参集。
- ・原子力事業所では、県警察及び海上保安部等の協力を得て警備を強化するとともに、緊急時に原子炉の運転停止等の措置を迅速に行えるよう態勢を強化。
- ・原子力事業所の周辺地域については、県公安委員会及び海上保安部長等により立入制限区域の指定。

(※) 原子力事業所に対する攻撃については、武力攻撃原子力災害の万が一の発生に備えた避難を考える必要がある。その際、原子力事業所からの放射能漏れ等のおそれに対する住民の不安を可能な限り払拭できるよう、現在、講じている措置等についても情報提供を行うことが必要である。

(※) 武力攻撃原子力災害への避難については、基本指針において次のとおり整理。

- ① 武力攻撃原子力災害が発生するおそれがある場合は、市対策本部長は、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせるものとする。
- ② 武力攻撃原子力災害が発生した場合には、原則として、市対策本部長は、コンクリート建物や地下等への屋内避難を指示するものとする。また、事態の推移に応じて、放射性物質等の長期間放出が予想され、他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等には、当該避難を指示するものとする。

２ 避難誘導の方法

(１) 避難誘導の全般的方針

要避難地域のうち、Ａ・Ｂ地域の住民約５００名を本日１０：００を目途に各地区の一時避難施設であるＡ・Ｂ公民館に集合させた後、本日１０：３０以降、市車両及び民間大型バスにより、○○市立○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は原則徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難行動要支援者及びその支援者に限定するものとする。

これ以外の要避難地域の住民については、別途指示があるまで、屋内への避難を行うとともに、移動による避難の準備を踏まえて、避難を行う。

避難誘導の方法については、各現場において、県警察、海上保安部及び自衛隊からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変わり、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても修正する。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各 3 名を、A・B 公民館、避難先の〇〇市立〇〇小学校に派遣する。

ウ 避難経路における誘導員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分を悪くした者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A 地区

約250 名、A 公民館、市保有車両×4 〇〇バス×大型バス 3 台

(イ) B 地区

約250 名、B 公民館、〇〇バス×大型バス 5 台

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日10:30、A・B 公民館

ウ 避難経路国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 市対策本部は、広報車や消防車両等あらゆる手段を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、市対策本部は、避難実施要領について、A・B 地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に電話・FAX 等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 市対策本部は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 広報を行う市対策本部要員は、近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 市対策本部は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。

(5) 一時避難所への移動

ア 一時避難所への住民の避難は、健常者については、原則徒歩により行うこととする。

自家用車については、避難行動要支援者及びその支援者に限定するものとする。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 避難行動要支援者の避難

市は、避難行動要支援者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、次の対応を行う。

- a 病院の入院患者は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- b 老人福祉施設入居者の避難は、福祉保健対策部及び市社会福祉協議会が対応する。
- c その他支援を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

- ア 誘導員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。
残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、12:30 までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 誘導員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な避難行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市対策本部（現地派遣職員を含む。）警察官又は海上保安官に通報するよう促す。
- カ 市対策本部長又は県知事による安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合の対応について、必要な情報を入手しておく。

(9) 安全の確保

- 誘導員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
- 誘導員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県防災危機管理室及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 市対策本部設置場所：津久見市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

(石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合)

避難実施要領（パターン6）

津久見市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

武装工作員が侵入したとの情報がある大分地区石油コンビナート等特別防災区域内〇〇事業所付近については、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設から有毒ガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、市対策本部長は、警報を発令し、爆発の発生が予想される地区周辺の〇〇地区の地域及びその風下となる地域（〇〇区～〇〇区）を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

県知事及び大分市長は、これを受けて避難の指示を行った（避難の指示を添付）。現時点では、予防的な避難であり、爆発の影響が予想される津久見市の〇〇地域の住民については、可能な限り、地域外に移動するとともに、爆発が差し迫った場合は、市長は、別途屋内退避を指示する。

(※) 石油コンビナートについては、生活等関連施設として、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は海上保安部長が施設の周辺について、立入制限区域を指定することとなっている。

(※) 石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている（法第104条）。

(※) 石油化学コンビナートによる災害においては、液化天然ガスや液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などの他、一酸化炭素、アンモニアといった有毒ガスの漏洩拡散なども考えられる。

特に、有毒ガスの漏洩の危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況（高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離が確保されている。）等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行わせる必要がある。

また、大規模な爆発が発生した場合（ファイヤーボール（BLEVE）の発生等）については、その影響（爆風、放射熱、破片の飛しょう等）が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える必要がある。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場合により、屋内に避難させることも考慮する必要がある。

2 避難誘導の方法

市は、要避難地域の住民200名について、特に爆発が予想される周辺の地域（〇〇地区）については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地区～〇〇地区の住民については、屋内への退避を行うよう周知徹底をする。

（１）避難誘導の全般的方針

（※）住民の避難については、市対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、県知事及び事業者と協議して、予防的にでも退避を指示し、又は屋内への退避を指示することが必要である。

（※）特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者又は副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決めることが必要である。

（２）市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

必要に応じて、職員数名を大分市災害対策本部に派遣し情報収集にあたらせる。

（３）避難実施要領の住民への伝達

ア 市対策本部は、広報車を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達するほか、消防署等の協力を得て広報車、サイレン等により速やかに伝達する。

イ 上記と併用し、市対策本部は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー、警察署長等に電話・FAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 市対策本部は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 市対策本部は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

（４）誘導に際しての留意点や職員の心得

誘導員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(5) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な避難行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市対策本部（現地派遣職員含む。）警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 市対策本部設置場所：津久見市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

(離島からの避難の場合)

避難実施要領（パターン7）

津久見市長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

市対策本部長は、〇〇島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、津久見市〇〇島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・・・・。
(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)
県知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

津久見市は、〇〇島の全域の住民約〇〇〇名について、〇〇日 12 : 00 を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、〇日～〇日の3日かけて行う。

島外への避難住民の運送は、〇〇港から、〇〇船2隻を運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

出航便の一時間前に港湾に到着できるよう、〇〇バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。

津久見市は、住民を原則徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、避難行動要支援者及びその支援者に限定するなど特別な事情がある場合以外は、認めない。

避難先は、当面の間は、〇〇市の〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

(※) 島外への輸送手段については、県が国と、又は市が県と調整して、指定地方公共機関（又は指定公共機関）である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

(※) 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には、市が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、自治区放送用拡声器や連絡網（回覧）により、避難のための準備を行うことを呼びかける。

その際、広報車やヘリコプター等を活用して、周知する。

職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バスの時間等については、自治区放送用拡声器や連絡網（回覧）により知らせるとともに、近隣住民が声を掛け合うように呼び掛けるなど、相互に助け合って避難を行なうように促す。

避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。

また、避難行動要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 避難所等までの避難

避難所等までは、原則徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難行動要支援者及びその支援者に限定するものとする。

避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(※) 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

(4) 港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、市が作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇公民館、〇〇体育館までの運送手段の調整を行う。

※ 誘導に際しての留意点、各部の役割、連絡・調整先等の記載は略。

第4章 事態に応じた避難実施要領作成の留意事項

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃における来襲事の初動としては、迅速な屋内への避難となる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、市対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた県知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現地において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決め

ていくこととなる。

- 市対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地の情報を一元化する一方で、全体の状況も常に把握しておくことが必要である。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣し、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能に鑑み、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員・児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への支援・配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ② 自主防災組織や消防団等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難行動要支援者名簿」の策定（避難行動要支援者個別避難計画やタイムラインを作成する等）等
- 要配慮者利用施設等の管理者においては、車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、利用者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難行動要支援者名簿」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要配慮者等を把握し、要配慮者等、本人に直接働きかけ、避難行動要支援者名簿を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難行動要支援者名簿を策定する方式。必要な支援・配慮等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要配慮者等の特定をせずに取り組むと、要配慮者等となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続を経たうえで、福祉関係部署と防災関係部署とで情報共有し、分析の上、要配慮者等を特定する方式。	情報共有の結果特定される要配慮者等が必要とする支援・配慮等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

5. 安全かつ規律を保った避難誘導

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
 - したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、誘導員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において誘導員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
 - また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
 - 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
 - このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
- 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
 - 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力体制の構築

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取り組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。